

1 情報公開制度・個人情報保護制度

情報公開制度は、市が保有している公文書を、市民の皆さんと共有するための仕組みです。また、個人情報保護制度は、市が保有している個人情報について適正に取り扱うとともに、自分に関する個人情報の開示・訂正などを請求する権利を保障するものです。非公開や部分公開などの決定に対して納得できない場合、行政不服審査法の規定により審査請求をすることができます。

表1 公文書公開請求・公文書公開申出の受付件数と決定の状況

実施機関	受付件数		決定の状況(文書数)			
			公開	部分公開	非公開 (うち不存在)	取下げ
市長	請求	9件 53文書	4文書	5文書	44文書 (43文書)	—
	申出	—	—	—	—	—
教育委員会	請求	2件 4文書	—	3文書	1文書 (1文書)	—
	申出	—	—	—	—	—
選挙管理委員会	請求	3件 40文書	2文書	38文書	—	—
	申出	—	—	—	—	—
計	請求	14件 97文書	6文書	46文書	45文書 (44文書)	—
	申出	—	—	—	—	—

※申出とは、情報公開請求権を有しない方の公開の申し出に実施機関が任意的公開を行った場合をいいます。

表2 保有個人情報開示請求の受付件数と決定の状況

実施機関	受付件数	決定の状況				
		開示	部分開示	不開示 (うち不存在)	存否応答 拒否	取下げ
市長	13件 21文書	5文書	16文書	—	—	—

※訂正および利用停止請求はありませんでした。

表3 審査請求の状況

審査請求	却下	審理員 手続中	情報公開・個人情報保護審査会			裁決済
			審査中	答申	取下げ	
1	0	0	0	1	0	1

2 会議公開制度

公正で透明な会議運営と市政への市民参加促進のため、審議会等の会議を公開するものです。法令で設置を定められている会議や学識経験者を含み構成されている会議は原則公開され、審議検討内容を傍聴することができます。

表4 審議会等の会議公開状況

開催回数	公開・非公開の状況		傍聴人数
	公開	非公開	
480	243	237	48

※公開の会議の件数には一部非公開で行ったものも含まれます。

※非公開で行った会議の主な非公開理由は、個人情報を取り扱う審議を行ったためです。
(朝霞市介護認定審査会など)

※会議の日程や開催場所は、市ホームページや市政情報コーナーでお知らせしています。

今後も、これらの制度が市政に対する信頼の基礎となるよう、市民の皆さんに開かれた制度の運用に努めてまいりますので、積極的にご利用ください。

詳しくは、市ホームページをご確認ください。

